

## 第2部 子どもの権利学習の実践

# 条例第26条（擁護委員の仕事）

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- （5）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- （6）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- （7）活動の報告をし、その内容を公表すること。
- （8）子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

# 条例第26条（擁護委員の仕事）

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- （5）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの 内容を公表すること。
- （6）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- （7）活動の報告をし、その内容を公表すること。
- （8）子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

# なぜ、子どもの権利学習か

新規相談件数の高止まり

総件数過去最多

総活動回数過去最多

子どもの権利を実現していくためには、子ども自身が権利を知っていること、周囲のおとなが理解し尊重することが不可欠

子どもの権利の認知度は低い

# なぜ、子どもの権利学習か

子どもの人権教育



子どもの権利学習

## 【子どもの権利学習】

従来の人権教育に対し、「子どもの権利学習」は、子ども自身が子ども期にその権利を使えるようになることが想定されている（喜多明人、2010:8）。

# 子どもの権利学習の実践

- いじめ予防授業（昨年度報告会）
- 「採用11年目中堅教諭向け必修研修」「保護者向け研修（道徳地区公開講座）」
- 「区職員向け研修」「学校教育相談研修中級」「母子生活支援施設職員向け研修」「公開研究会」
- 児童館で遊びながら子どもの権利を学ぶイベント
- 大人／支援者むけ研修・学習会での講話
- 区民祭り卒業おめでとうレター

# Child Rights Educationの4つの側面



- Learning through Rights
- Learning about Rights
- Learning as a Rights
- Learning for Rights

# Child Rights Educationの4つの側面



- Learning through Rights  
権利を通しての学び
- Learning about Rights  
権利についての学び
- Learning as a Rights  
権利としての学び
- Learning for Rights  
権利のための学び

# Child Rights Educationの4つの側面

## 権利を通しての学び（環境・方法）

学校の設備・備品、子どもへのかかわりなど、子どもの権利を尊重した環境を通した学び

## 権利についての学び（内容）

自分にはどんな権利があるのかを知る学び



## 権利としての学び（基本的人権）

すべての子どもにある学ぶ権利

## 権利のための学び（実践）

自分の権利を知り、自分を大切にすることで自己肯定感や自己有用感を育むだけでなく、他者の権利にも目を向ける学び。他者の権利を守るためにどんな行動をすればよいかを考える。

# 子どもの権利の啓発

保護者向け講演、教員向け研修について

代表子どもサポート委員

弁護士 平尾 潔

# 子どもの権利を絵に描いた餅にしないために

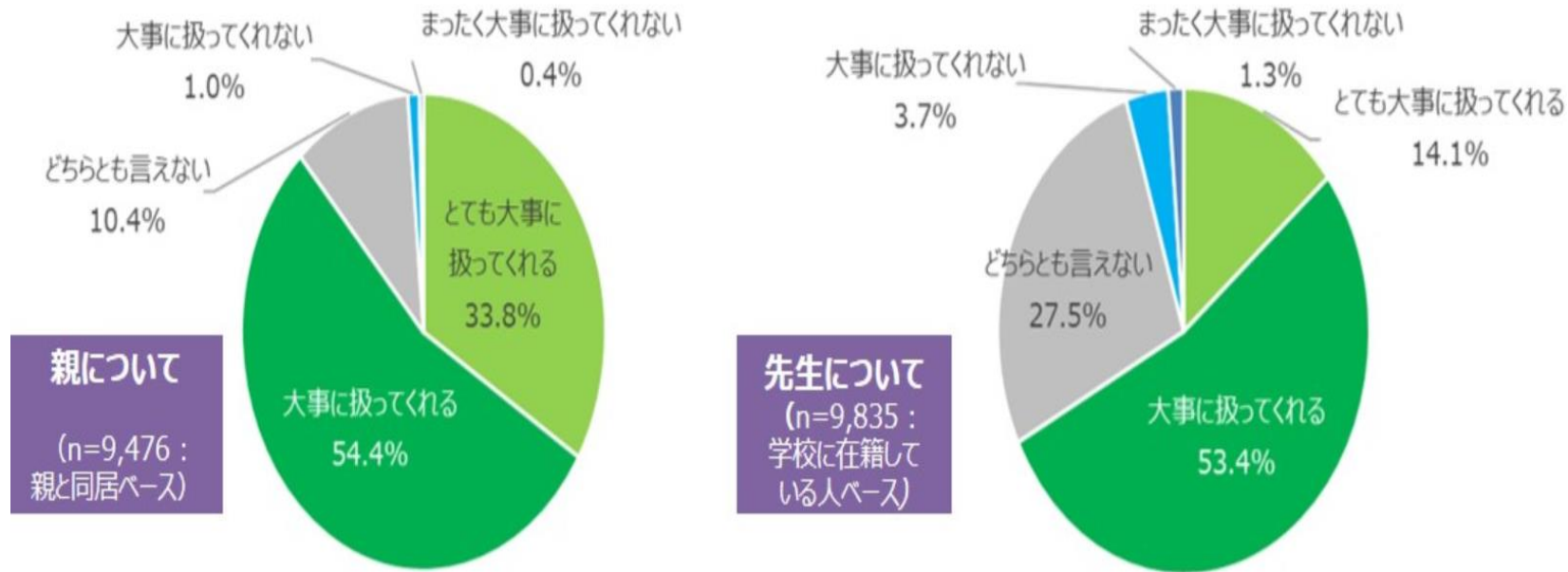
- 子ども自身が自身の権利を学ぶこと
- 周囲の大人（家庭・学校）が子どもの権利を知り、尊重できること

# 意見の尊重度

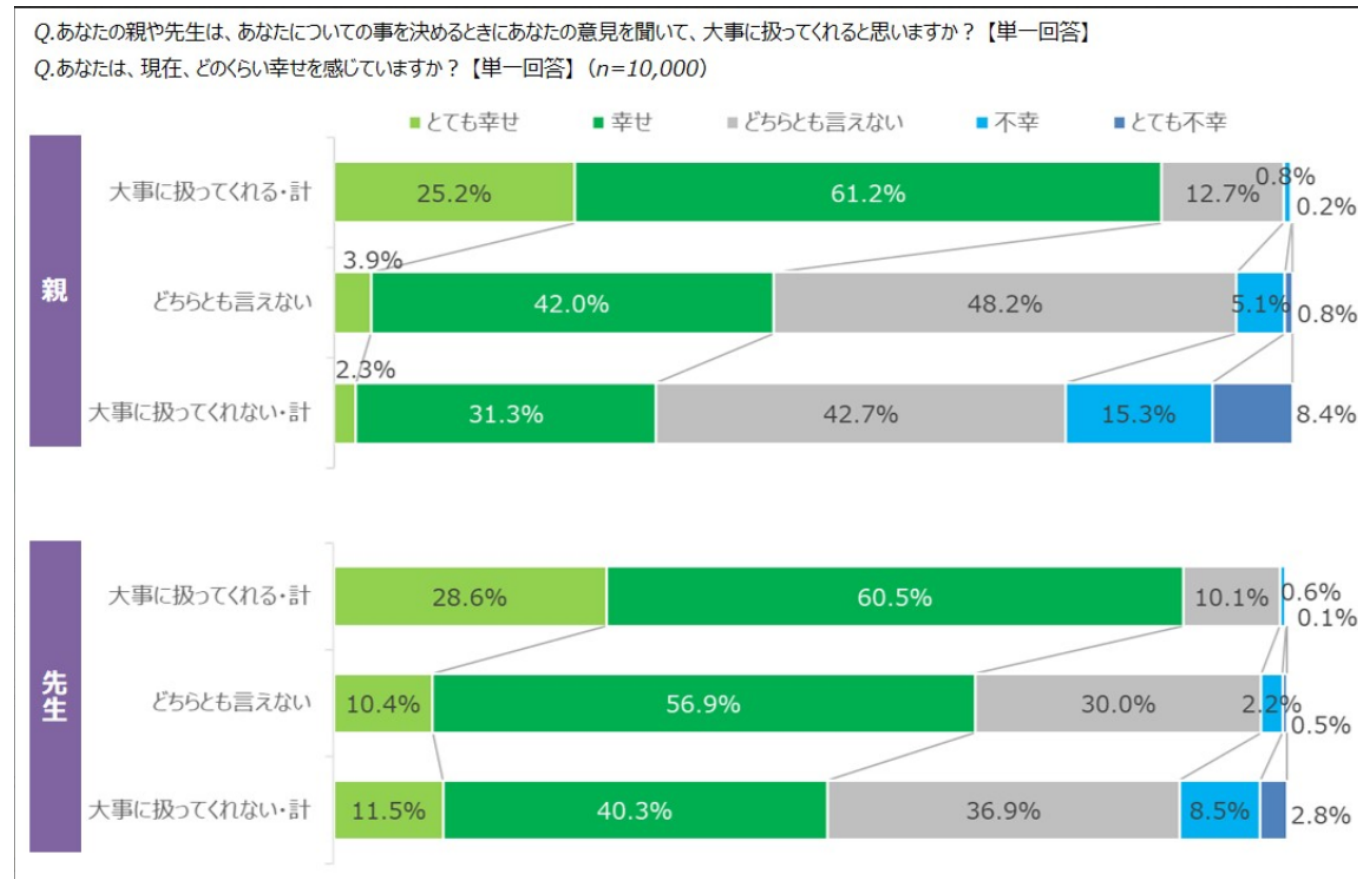
日本財団 2023 こども1万人意識調査

<https://kodomokihonhou.jp/survey/>

Q.あなたの親や先生は、あなたについての事を決めるときにあなたの意見を聞いて、大事に扱ってくれると思いますか？【単一回答】



# 親・先生による意見の尊重度と幸福度の関係（同）



# 保護者向け講演

- トラブル解決のための親の役割に焦点を当てる
- 学校トラブルの当事者は誰か→子ども自身
- 子どもの望む解決と親の望む解決の違い
- 子どもの望む解決のために 保護者と学校の協力の必要性

# 教員向け研修会

- 子どもの権利とは何か
- 子どもは導くべき対象か、権利主体か、その両方か
- 子どもの権利を抑圧している例
- 子どもの権利が実際に尊重されている例
- 子どもの権利の実践のために、教員は何をすべきか

# 区職員向け研修



2025年12月11日(木)9-12時、教育総合センター  
参加者 93名

内容「子どもの権利」を区の様々な施策に活かすため、区の全ての領域から約100名を選出し、「子どもの権利と意見の尊重」をテーマに研修を開催。ランディ・モデルをベースに、領域をこえたチームで子ども参加の事業を立ち上げるワークを実施した。

「子どもも区民であり、参加は当たり前」という意見がとても参考になりました。

ワークがとても面白かったです。偵察役でしたが、いろんなプロジェクトとコラボできそうと、アイディアが湧いたので、他の班と話すことが大事だなと感じました。

子ども参加のランディ・モデル (Landy, 2007)



**SPACE**  
(意見表明の機会)  
子どもたちは、自分の意見を形成し表現するための安全で包摂的な機会を与えられなければならない

**VOICE**  
(意見)  
子どもが意見表明をするために、適切な情報や支援が提供されなければならない

**INFLUENCE**  
(意見の実行)  
子どもの意見は受け止められ、適切に対応がなされなければならない

**AUDIENCE**  
(子どもの意見を聴くべき意志決定者)  
子どもたちの意見は責任ある意志決定者に伝えられなければならない

# 専門職向け研修

世田谷区子どもの権利条例に基づき、それぞれの現場でどのようにして子どもの権利を具現化できるかをワークを通して考え、実践に活かすことを目的とした研修

- 学校教育相談研修中級

2025年8月22日

対象：区立小・中学校教員（養護教諭、すまいるルーム教員など）

- 子どもの権利に基づく子ども・スタッフ間の関わりについての研修

2025年9月6日

対象：子どもと家庭と支える学習・生活支援の拠点事業「まいふれいす」職員

- 母子生活支援施設ガイドライン実践に向けた研修

2026年1月19日

対象：区内母子生活支援施設職員、各総合支所子ども家庭支援課職員

# 公開研究会

2026年1月31日 14:00-16:30

子ども・子育て総合センター

講師:伊藤義明先生(北海道音更町立駒場小学校)  
他自治体職員、東京都公立中学校教諭、大学生など約  
20名が参加

内容 子どもたちが一日の大半を過ごす「学校」を子どもの  
権利が保障された空間にするためにはどうしたらよいか。  
北海道十勝で25年間「子ども参加の学校づくり」を実践  
してきた先生のお話から、子どもとともに作る学校のヒント  
を得た。

世田谷区子どもの権利擁護機関「せたホッと」

公開研究会

## 子どもとともに作る学校

—北海道・十勝の小学校、25年の軌跡—

講師:伊藤義明さん

(北海道河東郡音更町立駒場小学校教員)

趣旨:

子どもたちが多くの時間を過ごす学校を子どもの権利が保障された空間とするには、どうしたらよいでしょうか。公開研究会では、子どもの権利条約を学校に活かす取組みを北海道十勝で続ける伊藤義明先生をお迎えし、25年にわたる子ども参加の学級・学校づくりの取り組みをご紹介します。伊藤先生のお話を通して、世田谷の学校で子どもの声を聴き子どもの権利を保障するヒントを得たいと思います。

日時:2026年1月31日(土)

せたホッと公開研究会 2026年1月31日実施

## 子どもとともに作る学校

—学校現場から「子どもの権利」の学びを考える—

伊藤 義明(北海道音更町立駒場小学校)

# 子どもの権利学習の実践 (相談・調査専門員 担当)

「せたホツと」相談・調査専門員

田辺 真由美

渡邊 峻平

諏訪部 美和

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

- 実施状況
- 実施までの流れ
- 令和7年度の実施内容の紹介

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和6年度実施状況

| 実施館    | 内容                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------|
| 粕谷児童館  | なかまと協力！<br>せたホツとジェスチャーゲーム！                                              |
| 等々力児童館 | あそぼう！！ ～主人公はオレ（わたし）だ～<br>風船や紙ヒコーキでみんなであそぶよ！権利ってなんじゃらほい？ あそびの中で考えて感じてみよう |
| 代田児童館  | じどうかんたんけん                                                               |

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施状況

| 実施館    | 内容                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 桜丘児童館  | 大きなカードゲーム<br>めくって!おぼえて!カード合わせ        |
| 代田南児童館 | ふうせんであそぶよGoGo☆<br>権利もいっしょにGoGoGo☆Go☆ |
| 鎌田児童館  | なちゅからの挑戦状<br>子どものけんりのカギを探せ           |

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

- ・実施までの流れ

- ① 事前打ち合わせ

- 意見交換

- 場所の確認

- 子どもたちの雰囲気や好きなことなど

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

- ・実施までの流れ

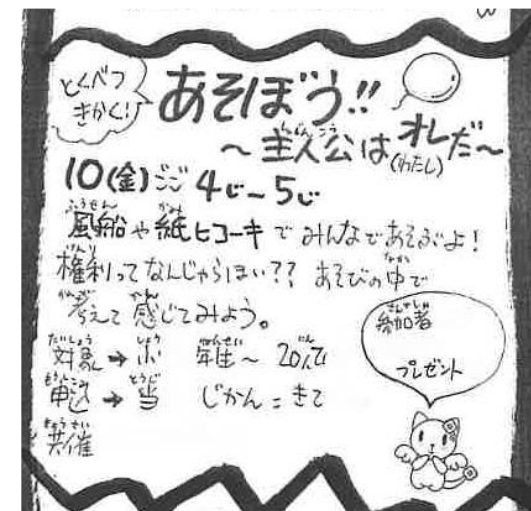
- ② 内容の検討と制作

- タイトル

- タイムスケジュール・ゲームのルール

- ゲームに必要な道具

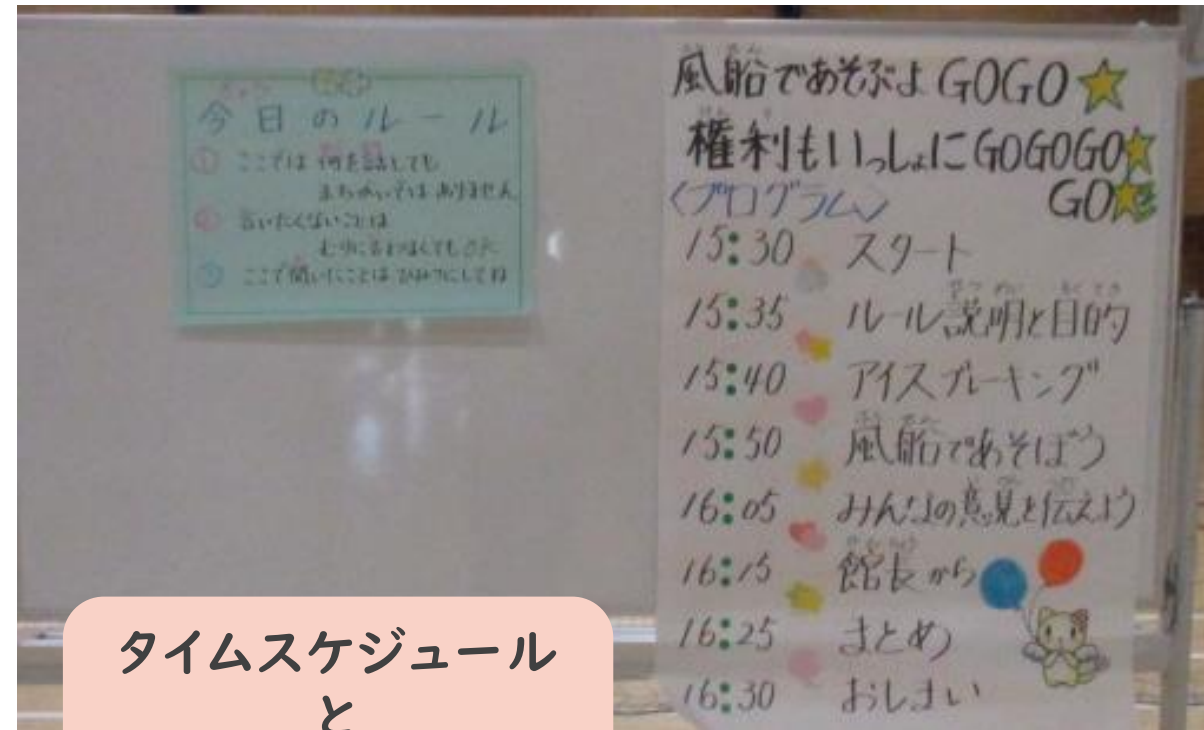
- 児童館と調整



# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 代田南児童館

準備はできたよ！



タイムスケジュール  
と  
今日のルール

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 代田南児童館



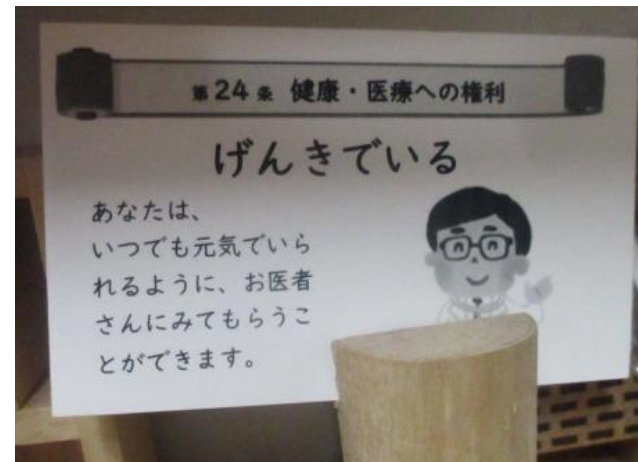
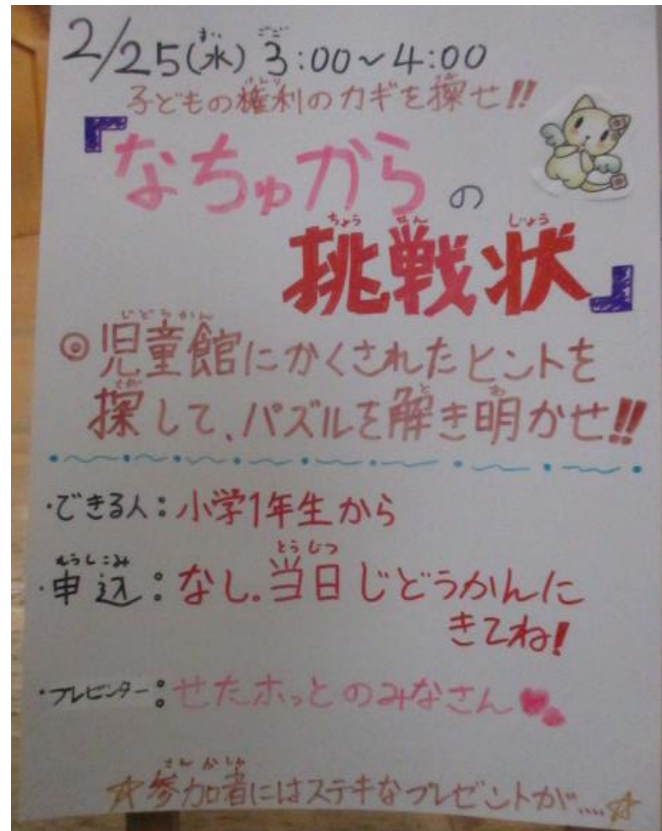
風船で遊ぼう

子どもの権利が書いてある風船を新聞紙で運ぼう



# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 鎌田児童館



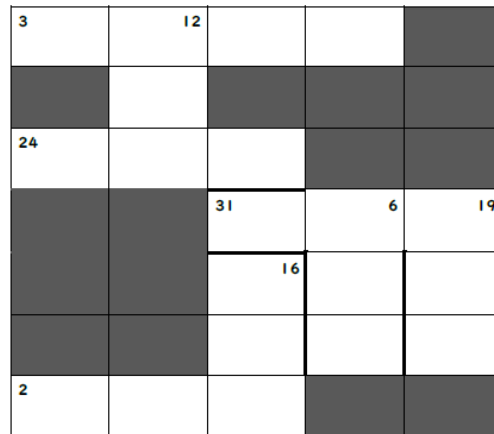
# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 鎌田児童館



クロスワードパズルをかんせいさせてね！

みんなのけんりをまもる「子どものけんりじょうやく」っていうのがあるよ。子どものけんりじょうやくは、前文と54じょうあるんだって。そのうちぜひみんなに知ってほしい8つのけんりをクロスワードにのばせちゃったんだ。さてきみは、とけるかな？



クロスワードパズルの文字のさいしょにある数字はなにかんけいあるのかな？  
(左上に数字があるところはヨコ、右上に数字があるところはタテに読むよ)  
子どものけんりじょうやくの第〇じょうの数字といっしょかも！  
ぬけている文字をうめるとなにかわかるかもしれない！  
もしわからなかったらヒントをさがしに行こう！



### ☆ 子どものけんりじょうやく ☆

[ヨコ]

[タテ]

|                                                                               |                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p>第2じょう<br/>〇〇〇されないけんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「ほんだな」</p>                         | <p>第6じょう<br/>生きる・〇〇〇けんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「いすのうら」</p>  |
| <p>第3じょう<br/>いちばん〇〇〇〇を考えて<br/>もらえるけんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「かんちょうの<br/>せなか」</p> | <p>第12じょう<br/>〇〇〇を言うけんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「ポスター」</p>   |
| <p>第24じょう<br/>〇〇〇でいるけんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「ねこのしゃしんの<br/>となり」</p>             | <p>第16じょう<br/>〇〇〇はまもられるけんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「ピアノ」</p> |
| <p>第31じょう<br/>やすむ・〇〇〇けんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「こくばんのよこ」</p>                     | <p>第19じょう<br/>〇〇〇ないけんり</p> <p>ヒントのありか<br/>「くつばこ」</p>    |

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 桜丘児童館

ゲームのはじまり！



第31条 あそぶ  
カードのイラスト  
は子どもたちが  
描きました

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 桜丘児童館



ガンバレ！  
ガンバレ！

鈴、トライアングルなど  
楽器を鳴らして応援！



チームごとに  
集めたカードの言葉  
を言いました

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 桜丘児童館



ゲームで遊んだあとは  
桜丘児童館の好きなところを  
カードに書いて児童館にプレゼント  
「困っているときに助けてくれるところ」  
など素敵なメッセージが  
たくさんありました

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

## ・令和7年度実施内容 桜丘児童館

| 条約   | カードの言葉           |
|------|------------------|
| 第2条  | 差別されない           |
| 第3条  | いちばんいいことを考える     |
| 第3条  | 話し合って決める         |
| 第4条  | 子どもは国に守られる       |
| 第6条  | 楽しく生きる           |
| 第6条  | あなたの命は守られる       |
| 第6条  | 学びたいことを学べる       |
| 第8条  | ありのままの自分をみとめてほしい |
| 第12条 | 考えを自由に言える        |
| 第12条 | 泣くのも意見だよ         |

| 条約   | カードの言葉         |
|------|----------------|
| 第12条 | 怒るのも意見だよ       |
| 第12条 | いやだと言っていい      |
| 第12条 | 大事なことをおしえてもらえる |
| 第12条 | 決めつけられない       |
| 第12条 | ルールはみんなで決める    |
| 第12条 | ひとりじゃないよ       |
| 第12条 | わかってくれる人はいるよ   |
| 第13条 | 好きな方法で伝える      |
| 第16条 | 秘密は守られる        |
| 第19条 | ひどいことを言われない    |

| 条約   | カードの言葉       |
|------|--------------|
| 第19条 | 暴力から守られる     |
| 第24条 | お医者さんにみてもらえる |
| 第26条 | 困ったら助けてもらえる  |
| 第28条 | 学校でいろんなことを学ぶ |
| 第31条 | ひとりでゆっくりする   |
| 第31条 | 眠くなったら寝る     |
| 第31条 | 本を読む         |
| 第31条 | 音楽をきく        |
| 第31条 | あそぶ          |
| 第36条 | 大人のいいなりにならない |

# 児童館における 子ども向け「子どもの権利学習」

- ・令和8年度実施予定

- 山野児童館

- 森の児童館

- 上北沢児童館

# 児童館の地域中高生支援者懇談会など 各種研修や学習会等での講話

## ・概要

地域で中高生に関わる団体や支援者のネットワークを強化・  
拡充するための懇談会、子どもと家庭を支える活動を実施して  
いる団体が開催する学習会等に講師として出向き、子ども相  
談の現状や子どもの権利について話をしました。

# 児童館の地域中高生支援者懇談会など 各種研修や学習会等での講話

例えば、各地域の中高生支援者懇談会・子育て支援者懇談会

各児童館の地域懇談会、各地区の青少年委員会  
青少年補導連絡会、学校教育相談研修

母子生活支援施設、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業の研修

⇒子どもの権利の重要さへの気づき、根づき

# 児童館の地域中高生支援者懇談会など 各種研修や学習会等での講話

- ・どんな話をするか

軸：子どもの権利について

内容：その研修の参加者の属性、研修の目的を基に考えていく

⇒参加者が子どもの権利を実践の場（普段の生活も含む）で活かせるように

# 児童館の地域中高生支援者懇談会など 各種研修や学習会等での講話



子どもの権利ってなに？  
～子どもの権利の尊重のむずかしさ～

せたがやホッと子どもサポート  
相談・調査専門員 渡邊 峻平



今、子どもたちにできること  
～事例を交えて～

せたがやホッと子どもサポート  
相談・調査専門員 渡邊 峻平

# 児童館の地域中高生支援者懇談会など 各種研修や学習会等での講話

②

---

「子どもの権利」を主体とした相談って？  
～子どもの権利基盤型アプローチについて～

世田谷区子どもの権利擁護機関  
「せたがやホッと子どもサポート」

相談・調査専門員 渡邊峻平

③

---

「親」を考える  
～子どもの権利における「親」について～

世田谷区子どもの権利擁護機関  
「せたがやホッと子どもサポート」

相談・調査専門員 渡邊峻平

# せたがやふるさと区民まつりにおける 「子どもの権利」普及啓発

- ガチャガチャを回して、  
「せたホッと」オリジナル缶バッチを作ろう！
- 来場者は未就学児が多い
- 保護者の「せたホッと」の認知度も高くない

カチャカチャを回して、  
「せたホッと」オリジナル缶バッジを作ろう！



ガチャガチャを回して、  
「せたホッと」オリジナル缶バッチを作ろう！



## 第2条 差別の禁止



## 第3条 子どもの最善の利益

ガチャガチャを回して、  
「せたホッと」オリジナル缶バッチを作ろう！



第6条 生命の権利、生存・発達の確保

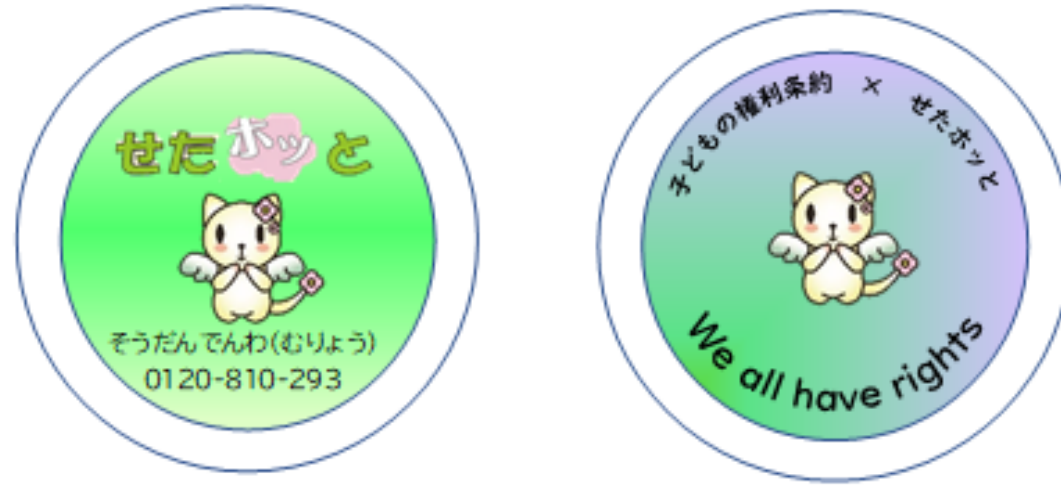


第12条 子どもの意見の尊重

ガチャガチャを回して、  
「せたホツと」オリジナル缶バッチを作ろ  
う！



ガチャガチャを回して、  
「せたホッと」オリジナル缶バッチを作ろう！



来場者 8/2 269人、8/3 251人

# せたがやふるさと区民まつりにおける 「子どもの権利」普及啓発 《おみくじ 編》



# せたがやふるさと区民まつりにおける 「子どもの権利」普及啓発 《おみくじ 編》

ごへみくじ

ごへみくじ

ごへみくじ

ごへみくじ

## 花丸大吉

### 子どもの権利条約 第7条

【名前・国籍を持つ権利】

#### 名前や国籍を持つ

あなたは、自分の一部である大事な名前を持つことができ、できるかぎりお母さんやお父さんのもとで育つことができます。

生まれた時から、名前や国籍を持ち、できるかぎり親を知り、親に育てられる権利があります。



市内の文章とイラスト  
出典：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



## 大吉

### 子どもの権利条約 第3条

【子どもの最善の利益】

#### いちばんいいこと

あなたにかかわることを決めるときは、あなたにとっていちばんいいことをいちばん先にいっしょに考えてもらえます。

国やおとなから、その子どもにとって最も良いことを優先して考えてもらう権利があります。



市内の文章とイラスト

出典：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



## 中吉

### 子どもの権利条約 第4条

【締約国の実施義務】

#### 国が権利を守る

あなたは、子どもの権利を国に守ってもらい権利を持っており、国はあなたの権利が損なわれないようにしなければなりません。

子どもは国に子どもの権利条約を守ってもらい権利があり、国は子どもの権利を保障する義務があります。



市内の文章とイラスト

出典：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



## 小吉

### 子どもの権利条約 第6条

【生命への権利、生存・発達への確保】

#### 生きる・育つ

あなたは、食事ができたり、たくさんねむれたり、生きていくうえで大事なことは何でもすることができます。

生きる権利・育つ権利、命を大切にされる権利があります。



市内の文章とイラスト

出典：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



# せたがやふるさと区民まつりにおける 「子どもの権利」普及啓発 《輪投げ編》



# せたがやふるさと区民まつりにおける 「子どもの権利」普及啓発 《輪投げ編》

こ けんりじょうやく  
「子どもの権利条約」  
は 54 条 まであるよ

あなたにある権利について知り、  
それらの権利が守られているか  
考えてみてください

「子どもの権利条約」のキーワードで  
検索してみよう



参考文献  
セーブ・ザ・チルドレン  
『子どもの権利』



## やすむ 第31条 【休息・余暇、遊び、文化的・ 芸術的生活への参加】

あなたは、つかれたら休んだり、あなた  
が好きだと思えることをして  
楽しむことができます。



## ぶたれない 第19条 【親による虐待・放任・搾取からの保護】

あなたは、親からぶたれたり、けられた  
り、わるぐちを言われることから  
守ってもらえます。



## たべる 第6条 【生命への権利、生存・発達の確保】

あなたは、食事ができたり、たくさんね  
むれたり、生きていくうえで大事なこと  
何でもすることができます。



## 差別されない 第2条 【差別の禁止】

あなたは、どんな違いがあっても差別さ  
れません。



## いちばん 一番いいこと 第3条 【子どもの最善の利益】

あなたにかかわることを決めるときは、  
あなたにとっていちばんいいこと  
をいちばん先にいっしょに  
考えてもらえます。



## いけん 意見をいう 第12条 【意見表明権】

あなたは、自分の気持ちや考えをいろ  
いろな形で伝えることができ、  
それを聞いてもらえます。



## なまえ 名前をもつ 第7条 【名前・国籍を持つ権利】

あなたは、自分の一部である大事な名前  
を持つことができ、できるかぎりお母  
さんやお父さんのもとで  
育つことができます。



## あそぶ 第31条 【休息・余暇、遊び、文化的・ 芸術的生活への参加】

あなたは、つかれたら休んだり、あなた  
が好きだと思えることをして  
楽しむことができます。



## げんき 元気でいる 第24条 【健康・医療への権利】

あなたは、いつでも元気でいられるよう  
に、お医者さんにみてもらうことがで  
きます。



# 区立小学校6年生・中学3年生への 卒業おめでとうカード 配布

- 平成6（2024）年度から実施
- 区立中学校に進学するのは約6割
- 区内外の私立、都立、国立の中学校に進学する  
児童が約4割 ⇒ 世田谷区の特徴
- 「せたホッと」からの案内が届かなくなる前に、  
区内在住であれば、いつでも相談できることを  
伝えておきたい

# 区立小学校6年生への卒業おめでとうカード

2026年 3月  
(令和7年度)



「せたホッと」マスコットキャラクター  
なちゅ

小学校6年生のみなさん  
ご卒業おめでとうございます！

せたがやホッと子どもサポート

ご卒業おめでとうございます

たくさんの思い出が詰まった6年間だったと思います

中学でも、新しい学びや活動が待っています

自分の「いいね！」をみつけながら、中学校生活をたのしんでもらえたら、  
うれしいです

「せたホッと」は、世田谷区に住んでいる区内・区外の学校に通う子どもたちや  
世田谷区でお仕事をしていたり、区外に住んでいて区内の学校に通う子どもは、  
みんな相談ができます

うれしいこと、たのしいこと、つらいこと、なんかモヤモヤしていることなど、  
お話聞かせてね

相談・調査専門員 一同

★相談時間

月～金：午後1時～午後8時

土：午前10時～午後6時

（日曜・祝日・年末年始をのぞく）

ひとりでなやまなくて  
いいんだよ。お話きかせてね。



フリーダイヤル

（ホッと にきゅうさい）

0120-810-293

電話で

けいたい こうしゅうでんわ  
\*携帯電話・公衆電話からも  
無料でかけられます。



FAXで

03-3439-6777



Eメールで

子ども相談メール QR コード⇒



or



会って

手紙・ハガキで

みやさか  
〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15

子ども・子育て総合センター3階 せたホッと あて

# 区立中学3年生への卒業おめでとうカード



この度は、ご卒業おめでとうございます。

この3年間はどんな時間だったでしょうか？

うれしかったことだけでなく、いやだったこと、悲しかったこともあるかもしれませんね。

「せたホッと」は、世田谷区に在住・在学・在勤の18歳までの人はだれでも相談できる場所です。

卒業をして区外の学校に通う人や、区外の職場に就職する人も世田谷区にある自宅から通っていれば相談ができます。

もちろん、住んでいる場所に関係なく区内の学校に通う人や区内の職場に就職する人も相談できますよ。

これからも「せたホッと」はあなたの味方です。

困ったことがあった時や話を聞いてもらいたいと思った時、ぜひ「せたホッと」のことを思い出してください。

苦しいことや悲しいことがあった時はあなたの気持ちを聴いて、どうしたらいいのかを一緒に考えます。「ちょっと話を聞いてほしい」「なんだかわからないけど、もやもやしてる」といったお話もいつでも聴きますし、「うれしいことがあった!」「こんなことができるようになったよ」というお話もウェルカムです。

いつでもお話を聞かせてくださいね。これからもみんなのことを見守り、応援しています。

これからのみなさんの活躍を応援しています。

相談・調査専門員 一同



# せたがやホッと子どもサポート (略称: せたホッと)

## 相談を受けている人

### 子どもサポート委員

学校などへあなたの気持ちを伝えるとき  
などに一緒にお話を聞く人

### 相談・調査専門員

電話やメールを最初に受けている人



## 「せたホッと」って？

世田谷区に在住・在学・在勤の18歳までの人ならだれでも相談ができる場所です。学校や家庭、習い事やバイト先のことなど、どんなことでもお話を聴いて、一緒にどのようなようにしたいかを考え、必要に応じて働きかけをします。「あなたがどうしたいのか」を中心に、あなたが安心できるようになるためのサポートをしています。

## 大切にしていること

- ・あなたの気持ちを一番に考えること
- ・秘密を守ること



## 「せたホッと」ができること

- ・お話を聴いたり、一緒に考えたりすること
- ・調べたり、代わりに気持ちや意見を伝えたりすること
- ・関係する機関などへ意見などを伝えること



## 相談時間

月～金: 午後1時～午後8時  
土: 午前10時～午後6時  
(日曜・祝日・年末年始を除く)

## 相談電話



フリーダイヤル ホッと にきゅうさい  
0120-810-293

## FAX

03-3439-6777

## 面談 or 手紙

〒156-0051

世田谷区宮坂 3-15-15 子ども・子育て  
総合センター3階 せたホッとあて

※面談はあなたの行きやすい区内の公共施設でも行っています。



## メール



←ホッとにきゅうさいメールへの入力フォーム

※入力されたアドレスに返信します。2回目以降は送ったメールに返信すること  
でやり取りができます。1週間以内に返信していますので、メールが届かない時  
は設定を確認してください。